

土砂埋立て等における特定有害物質規制のしおり

石 川 県
(令和 7 年 4 月)

要 旨

埋立て等に特定有害物質（※１）を含む土砂等を使用した場合、特定有害物質が土壌を通じ地下水に溶け出し、周辺地域に地下水汚染を引き起こすおそれがあります。また、一度汚染された地下水の浄化には長期間と多額の費用を要することから、土壌や地下水汚染の未然防止が肝要です。

一方、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）では、特定有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の特定施設が廃止された場合、土地所有者等に対し土壌汚染状況調査を義務付けていますが、土壌の汚染に係る環境基準はあるものの、土砂等を用いた埋立て行為などには直接的な規制がありませんでした。

このため、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年 3 月石川県条例第 16 号）で、何人も特定有害物質の土壌基準（※２）に適合しない土砂等を使用しての土地の埋立て、盛土等を行ってはならない旨の規定を設け、平成 16 年 4 月から施行しました。

※１ 特定有害物質：土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）第 1 条に定める特定有害物質

※２ 土壌基準：土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）に定める土壌溶出量基準
(裏面の表に示す特定有害物質の種類及び土壌基準のとおり)

条例要旨

- 1 何人も、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設において処分する場合を除いては、特定有害物質による汚染の状態が土壌基準に適合しない土砂等（土砂、砂利及びこれらに混入し、又は吸着したもの）を使用して、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料としての堆積及び当該事業区域において採取された土砂等を用いて行う土地の造成その他の事業を除く。）を行ってはならない（条例第 114 条第 1 項）。
- 2 知事は、土壌基準不適合の土砂等が使用され又は使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立て等を行っている者又は当該土砂埋立て等の工事を請け負った者若しくは当該土地の所有者（土砂埋立て事業者等）に対し、直ちに当該土砂埋立て等を停止し、速やかに土壌汚染防止に必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わないときは、その者の氏名等並びに当該勧告内容を公表することができる（条例第 114 条第 2 項、同第 3 項）。

条例の運用

- ☆ 土砂埋立て事業者等は、埋立て、盛土等に使用する土砂等について、土壌基準に適合していることを確認する必要があります。
- ☆ 採石及び砂利採取事業者が、採取跡地の埋戻しに使用する土砂等や販売する土砂等についても、土壌基準に適合していることを確認する必要があります。
- ☆ 土壌基準に適合しない土砂等を有する土地については、土壌汚染対策法第 14 条に基づき指定の申請を行うことをお勧めします。
- ☆ 土壌基準に適合しない土砂等を有する土地が、土壌汚染対策法第 5 条に該当する土地と知事が認める場合は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査や土壌汚染除去等の措置が義務付けられます。

お知らせ

平成 30 年 9 月 28 日の土壌汚染対策法施行令・規則の改正に伴い、平成 31 年 4 月 1 日から特定有害物質のシス-1, 2-ジクロロエチレンが 1, 2-ジクロロエチレンに見直されました。

特定有害物質と土壌基準

特定有害物質の種類及び土壌基準は下表のとおりです（規則第 54 条、第 55 条）。

分 類	特定有害物質の種類	土 壌 基 準 (土 壌 溶 出 量 基 準) (単位 : mg/l)
第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下
第 2 種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	0.0005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下
第 3 種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下
	P C B	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと

(備考) 1 製品の製造又は加工のための原材料としての土砂等の堆積及び当該事業区域において採取された土砂等を用いて行う土地の造成等の場合、土壌基準は適用除外となります。

2 特定有害物質の測定方法は平成 15 年環境省告示第 18 号による。

問合せ先

機 関 名	石川県生活環境部環境政策課環境管理グループ
住 所	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
T E L	076-225-1463
F A X	076-225-1466

インターネット <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#dojyo>